

「NTT 労組新聞・退職版」の住所変更、停止依頼
への対応及び戻り処理について

1. 「NTT 労組新聞・退職版」の中央本部に対する住所変更、停止依頼について

「NTT 労組新聞・退職版」に対する問合せ、住所変更、停止依頼については、基本的に支部協で受付のうえ処理するよう「ひろがりネット」等を通じて周知する。

(1) 中央本部に住所変更の申し出があった場合

火災共済への対応並びに不達のリスクの防止の観点から生協システムによる住所変更を第一義とする。

そのため、中央本部は、支部協へ連絡し、住所変更届を提出してもらい、生協支部より生協システムで住所変更を行う。

なお、労組住所と生協システムの住所が異なる場合には、原則として、中央本部において、組合費システムの労組住所投入により対処する。

(2) 中央本部に停止の申し出があった場合

停止理由がはっきりしている場合には、企画組織部において組合費システムで強制停止を行う。

停止理由が「ただいらない」等不明な場合には、中央協から支部協にその理由を確認し、説得する。

支部協からの説得が不調となった場合には、原則として中央本部において組合費システムで強制停止する。

なお、停止した場合には、支部協と情報を共有する。

2. 「NTT 労組新聞・退職版」の戻り処理について

「NTT 労組新聞・退職版」の戻り処理については、2009年6月1日の事務連絡（08-34）において、「新聞帯封の住所と生協住所がまっているかを中央本部で確認し、①同じ場合-3週間続けて戻ってきている場合は、一旦停止し、支部協で確認する。停止者の名前を中央協から支部協に報告する。

②異なる場合—生協住所に変更する。(中央本部で対応) ③以上の処理でも不明な場合は、停止者リストで管理する。」となっており、現状の処理方法とマッチしていないことから、以下のとおり対処することとする。

(1) 3週間戻り続けている者については、現行の「NTT 労組新聞の戻り確認」を「NTT 労組新聞戻り調査依頼書」に改め、現状どおり、一旦停止するのではなく、中央協から支部協に調査を依頼する。

住所変更の場合には、支部協から総支部を通じて生協システムにより変更処理を行う。

また、労組住所と生協システムの住所が異なる場合には、原則として、中央本部において、組合費システムの労組住所投入により対処する。

なお、これら処理結果については、支部協から中央協に報告し、情報を共有する。

3. 本人と配偶者が重複して会員になっている場合、片方の停止が申請されたものの限り、停止する。

配達している当該者が死亡した場合については、停止している配偶者の停止解除(復活)の処理を行う。